

平成14年10月28日

フランス破毀院裁判官の任命手続

勝山 教子

第1 任命手続

破毀院裁判官（現在112名。出向中の者を含む）は、司法官職高等評議会の裁判官部会（Conseil supérieur de la magistrature compétente à l'égard des magistrats de siège）の提案に基づき、大統領により任命される（憲法65条5項）。

（1）手続の流れ

破毀院裁判官就任希望通知（司法省および司法官職高等評議会宛） 候補者リストの作成 面接 任命提案対象者の検討 大統領府技術顧問および司法大臣代理との準備会議 提案決定 大統領府への提案通知

（2）任命提案対象者の決定基準

年齢要件：52歳から61歳までの者

職歴要件：パリ控訴院またはベルサイユ控訴院の部長裁判官もしくはその検察官を3年間以上経験した者、または9年以上前に第1級第2グループ（控訴院部長裁判官、大規模大審裁判所長などのポストに相当）に昇級し、地方の控訴院の部長裁判官もしくはその検察官を経験した者

* 司法官就任後の勤続年数や就任ポストなどの職務歴を重視

第2 司法官職高等評議会裁判官部会

（1）権限

破毀院裁判官・控訴院長・大審裁判所長の任命に関する提案

その他の裁判官の任命に関する同意

裁判官の懲戒の裁定

（憲法65条）

（2）構成

大統領、司法大臣、裁判官5名、検察官1名、コンセイユ・デタが指名するコンセイユ・デタ評定官1名、大統領・下院議長・上院議長が各1名ずつ指名する有識者3名の計12名（憲法第65条第3項）

* 司法官委員選任の民主化（司法官からの互選）

上記裁判官 5 名及び検察官 1 名は、破毀院裁判官総会により選出された破毀院裁判官 1 名、控訴院長の総会により選出された控訴院長 1 名、大審裁判所・第一審裁判所等の所長総会により選出された大審裁判所長 1 名、選挙により選ばれた裁判所長職にない 2 名の裁判官及び 1 名の検察官で構成（1994 年 2 月 5 日の組織法律第 94 - 100 号）

（ 3 ） 任命手続の透明化に向けた改革の方向性